

令和 4 年度運営指導指摘事項

(地域密着型通所介護)

● 過誤調整を要する事項

○地域密着型通所介護費について

- ・運営規程及び重要事項で定めた 5 時間以上 6 時間未満のサービス提供時間に対し、一部利用者に対して 1 時間多いサービス提供を行い 6 時間以上 7 時間未満で算定した事例。
- ・運営規程及び重要事項に定めた 7 時間以上 8 時間未満のサービス提供時間に対し、一部利用者に対して 1 時間多いサービス提供を行い 8 時間以上 9 時間未満で算定した事例。

定めたサービス提供時間以上は基本介護報酬としては算定できないため、延長サービスに係る事業所で定めた利用料となる。過去に遡り自主点検をおこなった事例について、過誤調整の手続きを求めた。

報酬の算定や加算等の算定に当たっては、要件等を事前に十分確認した上で手続きを進めることを指導。

○送迎減算について

- ・送迎を行っていない利用者について、片道の送迎減算のみ行われていた事例。

事業所と利用者との間に送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位を所定単位数から減算するとされていることを指導。

(ポイント)

利用者が自ら指定地域密着型通所介護事業所に通う場合、利用者の家族等が指定地域密着型通所介護事業所への送迎を行う場合など、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者が利用者の居宅と指定地域密着型通所介護事業所との間の送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。ただし、注 24(同一建物減算)の減算の対象となっている場合には、当該減算の対象とはならない。

● 文書にて改善を求めた事項

○契約書について

- ・利用者の介護度が「要支援」から「要介護」に認定された事例で、契約書が介護予防契約書のままであった事例。

この場合、サービス並びに給付の種別が異なるので、改めて契約書及び重要事項説明書を取り交わす必要があるため、実際のサービスに合わせた書類で利用者に説明と同意を行い交付することを指導。

○運営推進会議について

- ・平成30年7月以降、運営推進会議が開催されていなかった事例。
- ・運営推進会議の結果を公表していなかった事例。

コロナ禍で開催が難しい場合は書面会議などの工夫を行い、様々な意見、評価を受け反映すること。また、その記録を作成し、当該記録を公表することを指導。

(ポイント)

事業者は地域との連携について「指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。」、「指定地域密着型通所介護事業者は、運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、当該記録を公表しなければならない。」、「指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。」とされている。

公表については、評価の実施を担保する観点から、それらの結果を利用(申込)者及びその家族、構成委員へ提供する方法、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示する方法や、市町村窓口、地域包括支援センターに置いておく方法、インターネットを活用する方法を検討すること。なお、公表の際には個人情報取り扱いに十分配慮すること。

○管理者の配置について

- ・管理者が遠地にある居宅介護支援事業所の介護支援専門員を兼務していた事例。

要件にあった管理者を早急に配置することを指導。

(ポイント)

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

○機能訓練指導員について

- ・機能訓練指導員の配置がされていなかった事例。

資格を有する機能訓練指導員を配置することを指導。

- ・有資格者の機能訓練指導員を1名配置しているが、毎週固定した曜日に1時間の勤務実績となっている事例。

機能訓練指導員については、訓練時間等の具体的基準は定められていないが、現状の勤務日数と時間では、きめ細かい機能訓練及び訓練指導が十分に行える状態とは言い難いため、当該事業所で提供する機能訓練の内容等を再度確認し、機能訓練指導員の配置について曜日、日数及び時間数等を検討し、より利用者全員が効果的に機能訓練を受けられるよう見直すことを指導。

(ポイント)

機能訓練指導員については、「日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者」として、理学療法士、作業療法士、看護職員等の資格を有する者1以上の配置が求められている。

なお、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えないとされている。

○介護職員の配置について

- ・事業所の勤務実績で4営業日について、介護員が未配置の時間帯があった事例。

介護員はサービス提供時間中常時1名以上の配置が必要であるので、早急に改善するよう指導。

(ポイント)

人員基準の性格は、サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないとされている。

なお、人員配置の基準を満たさない場合には人員基準欠如減算となり指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定することになる。

また、人員基準欠如が続いた場合には指定の取り消しになることもあるので、留意すること。

○管理者の責務について (3件)

- ・管理者に必要な法令や基準内容や規定の知識が不足していた事例。
- ・当該事業所の管理者は、利用者が体調不良で救急搬送され状況や対応等について把握されていなかった事例。

管理者としての責務を十分認識し業務にあたることを指導。

- ・運営指導の提出資料「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の確認で、一部の従業員について勤務時間の記録が無い従業員があった事例。

勤務体制の確保について、管理者の責務としてサービス提供を確保するため、原則として月ごとの勤務表を作成し、各従業員の日々の勤務時間について管理する必要があることを指導。

(ポイント)

指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者に規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととされている。

管理者は、従業者の管理や利用の申込みに係る調整、職員の業務の実施状況の把握等を一元的に行うものとされ、事業所の従業者に対して運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととされている。

○運営規程について(5件)

- ・運営規程の表記についての記載誤りがあり修正を求めた事例。
- ・当該事業所の運営規程が「地域密着型通所介護・総合事業の運営規程」となっている事例。
- ・運営規程の誤記及び業務継続計画の策定など未実施の事項について記載の不備が散見された事例。
- ・通常の実施地域の記載について不備があった事例。
- ・利用料の記載に2割及び3割負担を考慮した記載がされていなかった。

それぞれ、事業所の実情に沿った運営規程内容に修正することを指導。

(ポイント)

「介護予防通所介護」については、現在、介護予防・日常生活支援総合事業に移行して、通所型サービスとして実施されているため、運営規程についても「日常生活支援総合事業第1号通所事業」に適合した名称に変更し、規程内の関連する表記も修正する必要がある。

その他の記載内容についても、運営規程、重要事項説明書等を確認し、記載内容が整合しているか等運営規程の内容を十分精査し整備を行うことが必要である。

また、運営規程の内容に変更がある場合には保険者に変更届の提出が必要であるので、注意すること。

○重要事項説明書

- ・事業所の重要事項説明書の記載内容に不備があった事例。

内容を十分精査し整備することを指導。

- ・重要事項説明書の利用料の記載に、2割及び3割負担を考慮した記載がされていない事例。

各負担割合の金額を記載するもしくは、「その利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする」などに修正することを指導。

○掲示について(2件)

- ・事業所内に運営規程の概要等の必要事項が掲示がされていない事例。

見やすい場所に掲示するか、ファイリングして入口等に据え置くことを指導。

(ポイント)

事業所は運営規程の概要、従業員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、指定通知、提供するサービスの第三者評価の実施状況(自己評価・外部評価の確定版等)等利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所内の利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所に掲示すること。

○ハラスメント対策について

- ・事業者として、ハラスメント対策について取り組みがされていない事例。

事業主の方針等の明確化や相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じることを指導。

(ポイント)

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(令和4年4月1日義務化)

○アセスメントについて(2件)

- ・事業所における事業所独自の利用者基本情報がなく、ケアマネから利用当初に提供されたものと思われる情報が綴られている事例。
- ・事業所における事業所独自のアセスメント結果が書面等で明確にされておらず、契約時当初の古い情報のままという事例。

利用者及び家族から収集した情報を整理し、事業所独自の最新アセスメント結果を整理するとともに、地域密着型通所介護計画の作成や変更に際して、これらを基に課題分析等を行い、その結果を反映し、利用者の心身の状況を踏まえて、サービス計画の作成に努め、計画に基づく適切なサービス提供に努めることを指導。

事業所独自のアセスメント結果を作成し、利用者の現在の状態を把握。それらを基に利用者の心身の状況を踏まえた地域密着型通所介護計画の作成し同意を得る。その後、課題分析等を行い、目標の変更等その結果を反映する。これに基づく適切なサービス提供に努めること。

○地域密着型通所介護計画の作成について (7件)

- ・目標が長期・短期とも同じ期間設定となっていた事例。
- ・計画書の目標やサービス内容についてほぼ居宅サービス計画書の内容がそのままであった事例。
- ・長期目標・短期目標が設定されていたが、それぞれの期間設定がされていなかった事例。
- ・目標設定が本人の目標となっておらず、援助目標となっていた事例。

地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を把握し、解決すべき課題や達成すべき目標を確認し、援助の方向性やサービス内容を具体化し、最新の利用者の心身の状態に基づき計画を作成する必要があるとされている。

また、地域密着型通所介護計画の目標は、あくまでも利用者が主体であることから、利用者の意思を尊重した利用者が自ら達成すべき利用目標で、これを達成するためのサービス内容を記載した計画であることに留意する必要があることを指導。

地域密着型通所介護計画作成にあたっては、利用者に関する情報を収集、分析して利用者の抱えている課題を抽出、ニーズを明確化したうえで地域密着型通所介護計画作成、実施、評価するといった一連のプロセスを実施していくこと、いわゆる「PDCA サイクル」が推奨されている。

(ポイント)

地域密着型通所介護計画作成にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画作成しなければならないとされている。

* 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

* 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

* 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

* 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

○個別機能訓練加算計画の作成について(2件)

- ・個別機能訓練計画における目標が、長期目標「歩行状態の維持」、短期目標「筋力強化・拘縮予防」となっており、日常生活の自立を目指してという視点の目標ではなく、身体機能の維持や強化を目指した目標となっている事例。
- ・目標の内容が長期目標・短期目標に関連性が見られず、目標の内容が画一的で利用者一人一人の状況に沿った内容とは言えなかった事例。

個別機能訓練加算 I イを算定している事業所において、当該計画に基づき計画的に機能訓練を行うことで、利用者の生活機能（身体機能を含む。）の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目指すため実施されるものである。

この目的や趣旨に基づき個別機能訓練計画を作成し、訓練を適切に実施する必要があることを指導。

(ポイント)

個別機能訓練加算 I イの算定にあたっては、身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、生活機能の維持向上を図り、利用者が居宅で可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施することを再確認し、利用者の ADL・I ADL も状況を把握し、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標を設定して、当該目標を達成するための訓練を実施すること。

なお、当該加算するにあたっては、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、I ADL等の状況)の確認を行い、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や効果等について説明し、記録する。

また、概ね3月ごとに1回以上、個別期の訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、利用者を担当する介護支援専門員にも適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、利用者に対する個別機能訓練の効果等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行うことされている。

また、解釈通知において「利用者の意欲の向上につながるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標とするなど可能な限り具体的かつわかりやすい目標とすること。また、単に身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活における生活機能の・向上を目指すことを含めた目標とすること。」とされている。

「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」令和3年3月16日老認発0316第3号 老老発0316第2号を参考にすること。

【解釈通知】

個別機能訓練実施後の対応

個別機能訓練加算 (I) イ及び個別機能訓練加算 (I) ロに係る個別機能訓練を開始した後は、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果(例えば当該利用者のADL及びI ADLの改善状況)等についての評価を行うほか、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、I ADL等の状況)の確認を行い、利用者又はその家族(以下このホにおいて「利用者

等」という。)に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録する。

また、概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓練の効果（例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況）等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行うこと。

○モニタリング評価について

- ・居宅訪問チェックシートが適切に使用されていなかった事例。

利用者宅を訪問し居宅での生活状況の確認を行うことの趣旨を理解し、記録に残すことを指導。

- ・前回の目標期間のモニタリング及び評価が確認できない事例。
- ・評価についての説明が行われていなかった事例。

モニタリングとは、計画に位置付けられた目標通りに通所サービスが提供され、課題や目標が達成・解決できているかを観察・評価するために行うものであり、「通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。」

「地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。」とされている。

このことを踏まえ、通所介護計画の実施状況についての確認と課題や目標に対する評価、利用者のニーズの変化に気付き、サービスのズレがないようケアプランの微調整をする等、適切にモニタリング及び評価を行い、利用者又は家族に説明を行うこと。

以上のことから、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合には必要に応じて地域密着型通所介護計画の変更を行うとともに円滑に連携が行われる体制の整備に務める必要があり、この点からも記録の充実を図ることを指導。

○サービス担当者会議について

- ・確認した利用者のサービス担当者会議の記録が確認できない事例。

出席した際の検討内容を正確に記録し、情報共有した内容や各サービスの役割、支援の方向性などを把握し、今後の地域密着型通所計画書の目標設定に活かせるようなサービス担当者会議の記録を作成し、職員間での情報共有を行うことを指導。

(ポイント)

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならないとされている。

サービス担当者会議とは、当該利用者の共通の目標を達成するために具体的なサービスの内容として何ができるか等について、利用者やその家族、サービス等の担当者からなるサービス担当者会議により、利用者の状況等に関する情報を共有するとともに、専門的な見地からの意見により調整を図ることが重要である。

○サービス提供記録について

- ・サービス状況の記録において、特記事項の記載スペースが狭く、利用者の利用時の詳細な情報が確認できなかった事例。

サービス提供記録は、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとされ、利用者からの申出があった場合には文書の交付等により情報を利用者に提供しなければならないとされている。

こうした点にも留意して、必要な情報を漏れなく記載したサービス提供記録として記載内容の充実に努めることを指導。

- ・指導当日「ケース記録」に利用した内容の記録が確認できない事例。

提供票には利用した実績があり、国保連合会への請求も行われていた。利用した実績や入浴、送迎などは対応によっては減算になる場合もあり、介護報酬算定の根拠となる重要な記録でもあるためその都度、担当者が正確に記載するよう事業所として取り組むとともに、管理者は個々の記載内容、整合性等を確認し正確な記録として残すことを指導。

●報酬に関すること

○請求事務について

- ・サービス実施について該当月の提供票には「入浴なし」と介護記録に整合性がなかった事例。

実際の請求でも減算としており、報酬には相違がなかったが、チェック機能が十分であるとは言い難い。

「介護記録」及び「バイタルチェック表」の記録については、その都度、担当者が正確に記載するよう事業所として取り組むとともに、管理者は個々の記載内容、整合性等を確認し正確な記録として残すこと。

また、報酬算定の根拠となる各記録においては、正確を期すとともにそれを補完する記録及びチェック体制を整備し、正確な事務処理に務めることを指導。

●その他

○職員の健康管理について

- ・従業者に健康診断を任せており、事業者として管理がされておらず結果として健康診断が行われていなかった事例。

事業者は従業者の健康管理をおこなうことになっているので、事業者の責務である従業者の健康管理をおこなうことを指導。

(労働安全衛生法第66条及び労働安全衛生規則第44条、第45条)